

企画部会からのお知らせ

第25回自治体学会開催にあたって

廣瀬 克哉

第25回自治体学会大会は、初めて開催地名を冠せない名称で開催されることになりました。東日本大震災の影響により、夏場の開催が困難となり、秋（10月9日日曜日）に法政大学市ヶ谷キャンパスで開催する運びとなりました。例年、自治体学会の開催地自治体主催で、自治体学会とは一体性の高い形で開催されてきた全国自治体政策研究交流会議は、今年の開催が中止となり、第25回大会は自治体学会単独の開催となります。これまで自治体学会の開催は、つねに開催地自治体からの支援のもとで行われてきました。今年は、開催の経緯から埼玉所沢大会実行委員会の協力の下で行われますが、基本的には自治体学会単独で実行態勢を組む形となります。いつもとは違う条件の下での開催となり、いろいろと不行き届きな点も出るのではないかと思います。企画責任者兼会場校の一員として、多数の会員の皆様にご参加いただけることを楽しみにしています。

ところで、東日本大震災は、自治体学に重い課題を投げかけています。被災当事者や被災自治体の意思を最大限尊重した復旧・復興でなければならないという命題と、人も自治体も単独では生きていくことができないという圧倒的な現実の間の折り合いをどうつけていくべきなのか。

別な言葉で表現するならば、一定の集権的な措置がなければ、現実を前に進めていくことが困難であることが明らかであるなかで、分権的な市民主体、自治体主体の復興のみちすじを確保していくことは果たして可能なのか。そしてまた、それがより良い成果を生むことが確信を持って主張できるのか。同様の関係は、市民や地域コミュニティと自治体との関係にもあてはまります。極限的な事態を前にして、私たちの社会を根底から問い直しながら答を見つけていかなければならない、重い宿題です。そしてま

た、広域と狭域の連携、生産、流通と消費のネットワークなどのあり方を通して、直接の被災地ではない地域にとっても、当事者として取り組んでいく事が迫られている課題ではないでしょうか。今大会のテーマ「地域の未来、市民自治の再構築」は、このような論点を念頭に置きながら、各政策領域の分科会において、この共通の宿題を念頭におきながらあらためて自治体の今と今後を議論していきたいと考えて設定しました。

また、今年の大会では第1回の学会賞（論文賞および田村明まちづくり賞）の表彰式が行われます。自治体は国の政策の単なる実施の場ではなく、地域の実情に根ざし、そこに住まう市民の意思を反映した政策の想像と実践の場であること。そのような自治体発の政策研究を軸とする「自治体学」が成立するのだという主張が、自治体学会の設立の基礎となりました。それから四半世紀を経過した今、蓄積されてきた自治体学の成果を顕彰することを通して、あらためて自治体学のアイデンティティを確認すべき時期が来ているということではないでしょうか。

昨年に続いて、公募分科会、公募研究発表、ポスターセッションと、会員による自由な研究発表の場として3つの方式が設定されています。学会の場での発表を、その場での議論を踏まえて磨き上げ、学会誌への公募論文等の形でより広く世に問うような取り組みへの展開を期待しています。

重い宿題を投げかけられた大会ですが、その場での議論や交流から広がる大きな輪を通して、自治体学が次のステップに展開して行く節目の大会になることを祈念して、多くの会員のみなさんのご参加をお待ちしています。

（自治体学会企画部会長／法政大学教授）

2011年度自治体学会臨時総会について

総務・活性部会

「自治体学会緊急フォーラム in 所沢」が所沢市民文化センター ミューズで2011年5月21日（土）開催され、それに併せて「2011年度自治体学会臨時総会」が行われた。

中川幾郎（代表運営委員）から、8月に所沢市で自治体学会を開催する予定であった大会は、東日本大震災による計画停電の可能性などから、10月に法政大学で開催することが報告され、プレ大会については中止も考えられたが、所沢市及び地元関係者の協力を得て、予定どおり開催できたことに対する謝意等が述べられた。また、10月の大会時の総会では今年度事業計画及び予算の執行が半年以上経過してしまうので、緊急フォーラムと併せて臨時総会を開催することにしたとの説明があった。埼玉県三郷市の田中富雄さんを議長に選出の後、第

1号議案（2010年度事業報告）、第2号議案（2010年度決算報告）の説明、会計監査報告のあと審議が行われ、いずれも満場一致で承認された。次に第3号議案（2011年度事業計画案）、第4号議案（2011年度収支予算案）について提案説明があった。主な内容として、(1) 2011年度の大会を10月9日に法政大学市ヶ谷キャンパスで行うこと、(2) 学会賞の検討のための「学会賞委員会」の他、3委員会の設置、(3) 東日本大震災への対応として「震災特別委員会」の設置、(4) 自治体学会の組織の見直しについての説明があった。これらの検討事項については、10月の総会で報告し、必要に応じて予算に反映させていきたいとの説明があった。

事業計画、収支予算案については原案のとおり満場一致で承認された。

シンポジウムの報告

2011年5月21日 自治体学会緊急関東フォーラム in 所沢

仁礼 隆司

自治体学会代表運営委員中島興世氏、松本武洋和光市長、当麻よし子所沢市長のあいさつの後、「東日本大震災～自治体はどう立ち向かっていくか」をテーマにシンポジウムが開催された。

コーディネーターの中川幾郎氏からは、現在、被災地の自治体は大変な状態になっている。一方、被災地でない自治体がどのような支援をなすべきか問題提起がされた。

パネリスト相川康子氏（NPO政策研究所）は、今回の津波、原発事故による避難、広域災害について、小さな自治体はNPOもない中で、自治体職員を応援するのが効果的。被災自治体と応援自治体職員向けに情報支援として「知恵袋」の発行を続けている。ネットワークや専門知識を持ったNPO、外部支援を受け入れる事務局、自治体法務の充実、復興主体と調整の仕組みが重要である。また、東日本大震災の記録は、自治体職員や被災者の日記を集めて保存・分析すれば減災社会への貴重なデータベースになると提起した。

パネリスト出石稔氏（関東学院大学）は、震災対応も多くの部分が法務に関係する。できる方法を適法に導き出すことが政策法務である。復旧復興に向けた政策法務的対応の財政的及び法的な思考について、道路構造令が自治体の条例に基準が委ねられている等の被災地においても義務付け枠付けを踏まえた条例設置が有効に働く。行政機関の共同設置、法務支援体制の広域設置、行政学等を専門としている研究者等の活用をすべきである。また、将来に向けた政策法務の新しい震災等の想定として、非常時での自治体行動規範を条例で定めておくということが大事であり、災害時の具体的な現場対応、議会との関係、これらを含めて災害時に発行する条例システムを検討すべきであると述べた。

パネリスト伊関友伸氏（城西大学）は、埼玉スーパーアリーナに大規模避難所の開設について、大規模過ぎることにより混乱を生じた。東北は医師不足に困って

いた地域だがさらに今回、自治体病院及び民間医療機関も被災し、金銭的、高齢化等の非常に厳しい状況にある。医療は教育が重要で、人材に資金を投入していくことが必要である。どの自治体も職員定数を削り過ぎた反動で余裕がなく、応援や実際の災害の対応ができない状況にあり、必要な人員は雇用すべきである。

パネリスト原昭夫氏（自治体まちづくり研究所）は、自治体がクラッシュして、過疎と高齢化を抱えていたガバナンスの仕組みが崩れているところに技術的支援、人的支援、生活サポートが必要であると問題提起した。非常時の事を、日常業務、市民の方は仕事にビルトインしていく、1日1分は防災、減災、災害対応、復興のことを考える、それが災害対応力を高めていく。自治体の相互支援体制、国土・県・社会の復興、防災教育を学ぶ仕組み、心の立て直しについて、本当に取り組み国土の再編成に向かえたら日本が変わる。

パネリスト山本正典氏（応用地質株式会社）は、さまざまな課題に対し、地域防災計画、業務継続計画、復興の方は震災復興マニュアル、長期的な地震対策に地震防災戦略を事前準備する必要がある。地震防災戦略を市町村で立てると、優先的な事業が明らかになり、目標がはっきりし、市民に対しても説明責任を持てる。最終的に防災というのは、災害、応急、復旧、予防、事前準備というサイクルで、今回の経験を生かして、全国的に事前に備える必要がある。

会場意見として、気仙沼市民の山内繁氏から、災害地ではみんなが被災者と同様な生活をしている生々しい現状の報告がなされた。

コーディネーターの中川氏から、退職されたOBを再雇用し、職員団をフルセットで応援派遣する、各省の事業官庁をフルセットにして、ブロック別に現地に派遣する等の提案がなされた。

午後は地元企画として、「郊外都市の自立と連携、大都市圏の危機管理を問う」をテーマにシンポジウムが

開催された。

コーディネーターの廣瀬克哉氏（企画部会長／法政大学）からは、所沢市は郊外の住宅都市として発展してきたが、3月11日東日本大震災が発生し、都市の脆弱性を思い知らされたことを機に、これからのあり方の見直しを迫られていると問題提起があった。

基調講演の西村周三氏（国立社会保障・人口問題研究所長）は、人口の年齢構成、経済、居住形態、防災等について問題となる。大都市圏が超高齢化していく中では、人口減少は起こらずに若者が減り、高齢者が増加する。経済の面では、地方都市では高齢者が生活を維持することが難しくなる。居住形態では、共同住宅や地域社会が重要で、高齢者が共同で住むコーポラティブハウスは一つの解決策になる。防災では、高齢者世帯が大幅に増加するなかで、どうやって見守り、助け合っていけるかが課題である。

パネリスト当麻よし子所沢市長は、所沢市において、震災直後には、地震災害対策会議を開催し、公共施設や民間施設の被害状況の把握に努めた。その後、東京への帰宅困難者が所沢駅等で滞留している状況が発生し、4箇所の公共施設に159人の帰宅困難者を受入れた。所沢駅前町の町内会では独自の判断で、帰宅困難者を受入れた市民活動について紹介した。また、東京からの帰宅困難者の保護者のために、保育園、学校等の状況を把握し、対応を行った。今後は地域の防災計画や助け合いのシステムづくりの見直しを考えていきたいと述べた。

パネリスト秋元孝夫氏（NPO 法人多摩ニュータウン・まちづくり専門会議副理事長）は、郊外ニュータウンのシンボルと言われている多摩ニュータウンは、多摩市、八王子市、稲城市、町田市の順で、4市に渡って開発されたため、多摩市は高齢化が進み、八王子市は

団塊ジュニアが多く、稲城市は若者が多いなどの年齢構成になっている。また、コーポラティブハウスとして、1階にクリニックやレストランを配置し、上階に高齢者が住む、共同住宅内で医師の診察を受け、食事もできる。さらに、諏訪・永山地区は、高齢化率20%以上と高く、単身高齢者が集中していることから、高齢者でも経済的に住める方式を考えている。今後は、多摩ニュータウンは耐震性に優れているため、地震が来ても被災地ではなく都内の人が被災した場合の避難地になる。

パネリスト池田容子氏（無農薬無化学肥料栽培「陽子ファーム」代表）の発言の概要は、陽子ファームという有機栽培の農場を地元で営んでいることから、今回のような震災時には地元を支援できる備えがある。震災時のような家屋の倒壊、断水、停電、火災に対しては、農場には地下水、薪、味噌、鍋・釜もあることから、災害に限らず、色々な場面で炊き出しや飲料水の供給ができ、家屋としての作業スペースも広いことから、避難場所としてのスペースの提供もできる。

パネリスト平岩敏和氏（所沢青年会議所第8代理事長）は、青年会議所として、若者が街から減っていくことに対して生産年齢人口が減っていくことに危機感を持っている。所沢ブランドを作りたいし、今ある街の魅力と可能性を示すことで、市民に住み続けていたきたい。また、震災以降、市民の防災意識が高まっている中で、地域での避難場所、防災用具等の再確認を行うことを提案したい。

最後に、コーディネーターの廣瀬氏から、3月11日の大震災まで、今まで当たり前であったことを考え直す機会を与えられ、地域での暮らし方、一緒に暮らしている人達との関わり方、関係をもう一度考えたいと締めくくりの言葉があった。（入間市）

学会賞委員会からのお知らせ

2011年度自治体学会賞決定

2011年度自治体学会賞は以下の通り受賞者が決まりました。10月9日の大会会場で表彰式が行われます。

| 賞の名称 | テーマ | 受賞者 |
|-----------|---|--|
| 田村明まちづくり賞 | 地域資源を活かした舞鶴のまちづくり | 特定非営利活動法人 赤煉瓦倶楽部舞鶴 |
| 研究論文賞(2件) | 都市環境行政法論～地区集合利益と法システム 都市内分権の動態と展望～民主的正統性の視点から | 岩橋 浩文さん(熊本県庁) 石平 春彦さん(上越市議会議員) |
| 論文奨励賞(3件) | 地方議会における議員提案条例の意義 自治体現場からみた新しい公共のありよう～廃棄物処理事業を事例として 政策移転過程における韓国ローカルマニフェスト運動の論理形成 | 津軽石昭彦さん(岩手県庁) 鈴木 洋昌さん(川崎市役所) 河 東賢さん(韓国地方行政研究院) |

高宮町・地域振興会 方式と町長・児玉更太郎

独自の地域自治組織、地域コミュニティ活動として注目される地域振興方式を広島県旧高宮町長自らが語る。
(聞き手) 小田切徳美・沼尾波子・金井利之◎1575円

大学教育と地域

地域力再生学生宣言 学生が実際に地域に向いて問題を見つけ考える！ 真山達志／今川晃監修◎1260円

議員条例集覧

新規政策条例編

2009年末までに自治体議員が議会に提出した1,254本の政策条例案についての分析・解説。二元代表制にもたらされた歪みをたず「条例による自治行政の原理(条例自治主義)」を提唱。加藤幸雄・十平松弘光◎3150円

地方自治と行政活動

日常生活に身近な地方自治と行政活動についてのテーマを平易解説。 大塚祐保／坂野喜隆編著◎2520円

学会ストリート

新会員のご紹介 (2011.2.24 ~ 2011.7.31)

個人

- 亀井 覚 (神奈川県企業庁)
 小川 邦雄 (坂戸市立市民健康センター)
 久保寺重行 (小田原市役所 高齢介護課)
 布藤純一郎 (埼玉県西部地域振興センター)
 能勢 温 (大阪狭山市教育委員会教育総務グループ)
 帖佐 直美 (流山市役所総務部総務課 政策法務室)
 高下 正晴 (広島県安芸高田市)
 池田 隆年 (一般社団法人 日本経営協会)
 入江 嘉則 (神石高原町役場)
 松井 和寛 (神石高原町役場)
 伊藤 邦夫 (神石高原町役場)
 小林 正 (神奈川県南足柄市議会)
 竹井 齋 (川崎市地球温暖化防止活動推進センター)
 田中 潤 (東久留米市役所)
 稲継 裕昭 (早稲田大学 政治経済学術院)
 三原 岳 (東京財団)
 濱田 良光 (足立区 北部福祉事務所)
 井上 健二 (国土交通省)
 田中 一博 (下関市教育委員会)
 奥山 高起 (和泉市役所公民協働推進室危機管理担当)
 黒澤 重徳 (国立市役所)
 石岡 千恵 (広島県健康福祉局障害者支援課)
 永井 義人 (江津市役所)
 川本 達志 (廿日市役所)
 浅井田展彦 (大竹市都市環境部都市計画課)
 三井 佳和 (大竹市都市環境部環境整備課)
 山田 朋子 (長崎県議会議員)
 大西 康史 (広島県環境県民局環境政策課)
 國安 清久 (横手市平鹿地域局
ときめき交流センター「わっぷる」)
 篠原裕次郎 (東広島市都市部画整理課)
 森下 輝久 (大阪府北河内府税事務所)
 金谷 一郎 (大阪市淀川区役所)
 本谷 知代 (埼玉県教育局埼玉県立飯能南高校)
 前田 隆夫 (西日本新聞社)
 國吉 直行 (横浜市立大学国際総合科学部
ヨコハマ企業戦略コース)
 海津 淳 (八王子市役所)
 高倉万記子 (八幡浜市役所)
 尹 誠國 (大阪地方自治研究センター)
 大野 地平 (聖徳大学短期大学部)

団体

- 春日部市役所
 岩手県金ヶ崎町

編集部会員 MEMO

編集部が企画・編集を担ってきた『NEWSLETTER』も本号をもってその歴史を閉じることになった。奇しくも150号という節目をもって学会員交流の場という役割を終えるのは感慨深い。最後の編集部会MEMOを書くことになったのも、何かの巡り合わせだろうか。やはり節目だった第100号を見返すと、『「自治体学会」出発の頃』と題して、松下圭一先生が巻頭言を飾っており、その末尾に「学会」であるかぎり、自治体理論の深化さらにその実効化がその課題である」と記されていた。今まさに学会改革を進めるにあたり、この言葉を胸に刻んでおきたいものである。(出石)

前回の編集後記では学会活動を通じて、議会制民主主義とは何か広く共に学び、実践していきたいと記載した。その後東日本大震災が起き、私たちのこれまでの価値観は覆され、改めて持続可能な地域社会を創って行かなければならない現場に立っている。今こそ自治を耕す会員の仲間と共に地域再生について語り、行動する時ではないのか。「自治体学会が果たすべき社会的な責任とは何か」が問われていると思うのは私だけだろうか。(大河)

編集部会からのお知らせ

●●●● ニュースレター廃刊のお知らせ ●●●●

これまで150号を積み重ねてきました自治体学会ニュースレターは、当号をもって廃刊することになりました。インターネットが著しく普及するなど、社会環境の変化に対応するものです。なお、速報性よりも記録性を重視する事項は、新学会誌に収録する予定です。これまでの執筆者の皆さまと多くの読者の皆さまに感謝いたします。今後は、新学会誌をよろしく願い申し上げます。

会員の著作と刊行物ガイド

- | | |
|---|---|
| <p>『つくろう議員提案の政策条例』 2011年3月31日発行 松下啓一・今野照美・飯村恵子 著 萌書房 0742-93-2234</p> | <p>『21世紀沖縄の自治と自立の構想』 2011年5月14日発行 学校法人沖縄大学 098-832-3216</p> |
| <p>『オランダ・ベルギーの自治体改革』 2011年4月5日発行 金井利之・財団法人日本都市センター 編著 第一法規(株)0120-203-694</p> | <p>『コミュニティ再生のための地域自治の仕組みと実践』 2011年7月1日発行 中川幾郎編著 (株)学芸出版社 075-343-0811</p> |
| <p>『地域学入門—くつなぐ—をとりもどす』 2011年4月20日発行 柳原邦光・光多長温・家中茂・仲野誠 編著 (株)ミルヴァ書房 075-581-5191</p> | <p>『東日本大震災・原発事故—復興まちづくりに向けて』 2011年7月22日発行 (株)学芸出版社 075-343-0811</p> |

月刊誌

都市問題

都市問題、地方自治の専門・学術・情報誌

編集・発行／(財)東京市政調査会
B5判、毎月1日発行
定価：750円(本体714円)
年間定期購読料9,000円
(送料本会負担)

発売中 「都市問題」公開講座
ブックレット22

分権なくして福祉なし

2011年7月号

巻頭言 岩槻邦男[兵庫県立人と自然の博物館館長]

1 津波被災地・

原発事故被災地からの報告

2 大都市圏行政の仕組み

2011年8月号

巻頭言 池内了 [宇宙物理学者]

1 被災漁港の復興と水産業のこれから

2 個人情報の保護・利用をめぐる

[インタビュー] 柴田一成 (京大理学研究所附属天文台長)

(基調講演) 新藤宗幸

(パネルディスカッション)

浅川澄一・太田修平・村木厚子・

森 貞述・五石敬路 (司会)

2011年6月、A5判、80頁、定価：500円
(税込、送料180円)

財団法人 東京市政調査会

URL : <http://www.timr.or.jp> E-mail : toshimondai@timr.or.jp

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館

TEL (03) 3591-1262 FAX (03) 3591-1266

震災復興に関する提言

2011年3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、大津波によって未曾有の被害を引き起こし、福島第一原子力発電所の事故もあいまって、被災地だけでなく日本全体の政治・経済・社会に大きな打撃を与えています。犠牲になった方々や被災地の皆様に心からお見舞いを申し上げ、復旧・復興に取り組む関係者に敬意を表します。

私たち自治体学会は、1986年に結成された自治体職員、市民、議員、研究者らのネットワークで、全国に約1500人の会員がいます。このたびの震災で、自治体の機能が大きく損なわれる被害が生じたことに心を痛み、それと同時に、多くの職員や市民が、被災者支援や産業復興といった難題に立ち向かう姿に勇気づけられてもいます。

復旧・復興への道筋は平坦ではありません。被災地の自治体職員は、自らも被災しつつ、公務員として、地域のリーダーとして、膨大な業務を担っています。原発事故による計画避難が続く福島では、帰省できる目処が立たない状況に、いくつかの自治体が存亡の危機に直面しています。政府はもちろん被災地以外の地域から、引き続き直接・間接の支援が不可欠です。さらに、現場から得られる経験や教訓を、日本全体の防災・減災の推進につなげていかねばなりません。

自治体学会では、震災特別委員会を設置し、被災自治体や応援自治体に対する情報支援を行うとともに、今後、想定される復旧・復興の諸課題を（1）被災地の復旧・復興に関して（2）復興の主体と調整の仕組み（3）広く減災社会の構築に向けて…の3つの枠組みで整理しました。第1次提言として公表することで議論を深め、第2次、第3次の提言へとつなげていきます。

1. 被災地の復旧・復興に関して

■特例措置の拡大と自治体法務の充実

被災地域では、迅速かつ柔軟な対応が求められるため、災害救助法など既存の法制度を大胆に運用したり、新たな法制度を創設したりする必要があります。政府も各種の特例措置を講じていますが、被災自治体にはなかなか情報が届かず、運用に必要な条例や規則を作成する余裕もないようです。

政府や都道府県は、手続きの簡略化や申請期限の延長、助成割合の見直しなど、被災地の実情に見合った手立てを講じるとともに、それらの特例措置や手続きを周知徹底するため、現地で説明会を開く必要があります。また、被災自治体の側も自治体法務の充実や議会の活性化を通じて、復旧・復興の諸制度を自ら設計する姿勢が求められます。このような地域主体の復旧・復興を可能にするためには、外部からの職員派遣や専門家によるサポートが欠かせません。

【具体の取り組み】 <>内は想定される主体、関係機関

- 災害救助法の柔軟かつ積極的な活用 <政府、県、被災自治体>
- 復興基本法の制定など新たな法制度の構築 <政府、国会、構想会議>
- 特区の活用 <政府、被災自治体>
- 独自の被災者支援策や復興に向けた諸制度、条例等の制定 <被災自治体>

○自治体法務に詳しい応援職員の派遣、まちづくり支援機構など専門家のサポート

<応援自治体、民間団体>

○10/10 助成の拡大 <政府、都道府県>

○原発避難で、長期間「土地」が失われた自治体への対応

バーチャル自治体としての権限保障（首長・議員・職員の身分保障、予算権限等）と滞在先での生活及び帰郷に備えた準備の全面的支援

<政府、被災自治体、受け入れ自治体>

■現段階で特に重要な取り組み

①生活再建に向けた道筋の複線化・柔軟化

発災から4ヶ月を経た現在、避難所から仮設住宅への移転が進みつつあります。しかし<避難所→応急仮設住宅→公営復興住宅>という単線的な道筋を強調することは「避難所に居続けなければ仮設住宅に入れない」「いったん自力で民間賃貸に入ったり他地域に転出したりすると、地元の公営復興住宅には入れない」などの考えを被災者に抱かせ、自立への意欲や居住の選択肢を奪うことになりかねません。今回、多くの被災自治体が、途中から民間賃貸住宅などを「みなし仮設」と認めた判断は評価できますが、今後も被災者の生活再建に関しては、複線的な道筋を想定しておくことが重要です。

とくに、避難先で定住するかどうか迷っている人、原発の周辺地区で移転か残留かの決断をいま迫られている人たちの苦悩は、耐え難いものがあるでしょう。今後、地区全体の状況の変化も踏まえ、被災者が途中から選び直せる柔軟な制度にしておく必要があります。被災者の考える材料として、地元の情報提供も欠かせません。

②仮設住宅の環境改善

前述のように、避難所から仮設住宅への移転が進んでいますが、住まいも生業も失った被災者にとっては、避難所を出て自立生活を送ることへの不安もあるようです。引き続き、生活支援員やボランティアによるサポートが欠かせません。

現地では「仮設住宅に手を加えてはならない」との指示が出ているようですが、居心地良くするための改造や改修の自由を認め、夏場に向けて、エアコンの標準装備や庇・大屋根などの設置も検討すべきです。また、敷地内に集会施設を設けコミュニティの維持・再生の活動に活用するとともに、店舗や医療機関を誘致するなどして「まち」の機能を持たせる努力が必要です。

③産業復興と被災者のしごとづくり

被災者は、住まいだけでなく、店舗や作業場など働く場も失っています。店舗や作業所、工場についても、一時的に操業できる場（仮設の店舗や作業所、復興工場団地など）を、行政の責任として早急に用意し、投融资やアドバイザー派遣といった支援策を講じて、産業の高度化や六次産業化への道を模索すべきです。

また、被災者が働いて現金収入や生きがいを得る場や機会が求められています。CFW（キャッシュ・フォ・ワーク）の考え方を取り入れ、復旧・復興に向けた活動や事業を、被災者の雇用や生きがいづくりに結び付ける取り組みが重要です。そのためのコーディネーターの配置や、行政事務等のアウトソーシングといった誘導策も必要です。また、前述の仮設住宅敷地内においても、被災者が生業を続けたり、コミュニティ・ビジネスを起業したりすることを認めるべきでしょう。

【具体の取り組み】

- 生活支援：被災者に対する素早い現金支給　＜政府、県、中央募金会＞
- 避難先での自立支援（生業の確保、近隣住民との交流、故郷の情報提供）
　　＜被災自治体、応援自治体、民間団体＞
- 住宅再建：多様な住居確保に対する支援（自力仮設、民間賃貸契約を含む）
　　＜政府、被災自治体、民間団体＞
- 産業・雇用復興：被災者の雇用確保、既存産業の高度化、仮設工場の提供など中小零細企業への支援、コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスの起業促進
　　＜政府、被災自治体、地元経済団体＞

2. 復興の主体と調整の仕組み

6月25日に公表された政府の復興構想会議の提言では、復興の主体は基礎自治体とされました。地方分権の理念から言えば、復興の主体は被災住民自身と、その住民に身近な基礎自治体です。しかし、被害があまりに大きく、基礎自治体の機能が大きく損なわれ、被災者が離散している現状では、補完性の原則に基づき、県がリーダーシップを取って、国と調整しながら復興計画の暫定版を策定するのが現実的です。

その上で、基礎自治体や集落の態勢が整い、独自の復興計画を策定し対案として出せるようになれば、地元の合意を尊重して変更できるようにする（二段階計画決定）ことが重要です。また、復旧・復興過程全般にわたって、被災自治体と県、国との公式な協議の場を定例で持つべきです。

復興の計画・実施・評価の過程では、住民間の合意および住民と行政との連絡調整が不可欠です。関係者間を調整し、住民主体のまちづくりを支援する機関（団体）や人材が必要です。阪神・淡路大震災では「被災者復興支援会議」や「生活復興県民ネット」など被災者と行政あるいは支援団体間の連携をはかる中間団体が、うまく機能しました。また、住民まちづくり協議会などで地区の合意形成をはかるには、まちづくりに関する専門家や会議のファシリテーターを派遣することも有効です。それら復興のエンジンとなる機関・人材への投資を惜しむべきではありません。被害地外の自治体からの応援職員の確保、集落支援員制度を転用した復興支援員の活用、定住して支援に取り組もうとするNPOやボランティアへの支援など、多様な手当を講じるべきです。

【具体の取り組み】

- 復興計画の策定における、国一都道府県一市町村の関係と役割分担
　　＜政府、構想会議、被災自治体、コミュニティ＞
- 基礎自治体の決定を優先させる具体的な制度、仕組み　＜政府、被災自治体＞
- 計画の二段階決定　＜政府、県、被災自治体、コミュニティ＞
　　基礎自治体や小地域（集落、地域）の対応が遅れているため、先に国や県が大枠を示し、その後、被災地で合意形成できれば柔軟に変更、上書きできるようにする（計画の二段階決定）
- 被災自治体と政府（県）との定例的な調整・協議の場　＜政府、被災自治体、県＞
- 行政と住民間あるいは住民間の合意形成を進める仕組み　＜被災自治体、NPO＞
 - ・アウトリーチ型の中間団体の創設　＜被災自治体＞

- ・住民のまちづくり協議会等の設立支援（アドバイザーの育成・派遣）
- ・専門家組織のネットワーク（阪神・淡路での「まちづくり支援機構」）

○被災地復興を長期的に支える人材の育成、身分保障

- ・自治体職員のパワーアップ、OJTによる人材育成
- ・若手の民間アドバイザーが現地に住みつきながらまちづくりを支援する仕組み／スーパーバイザー

○復興まちづくり（まち協）単位の柔軟対応：基礎自治体／旧町単位／集落単位

3. 広く減災社会の構築に向けて

このたびの大震災では“想定外”の事態への対応が必要となり、個々人や地域の防災力が試された。復旧・復興では、まさに日本の力量が問われている。今回の支援で注目された「対口支援」はもともと中国で地域間格差を解消するための連携方策であり、日本でも、非常時だけでなく日常からの連携協力が望まれる。

また都市部では帰宅難民が大量に発生し、在住者（夜間人口）だけを対象とした従来の地域防災の盲点が明らかになった。今後は在学・在勤者（昼間人口）や短期滞在者も視野に入れた防災・減災が必要となる。物資や燃料の備蓄や供給体制、ボランティアのあり方など、検証すべき課題は多い。まだまだ混乱期ではあるが、震災関連の記録や資料を残し、そこから教訓を読み取ることで、減災社会の構築を目指したい。

【具体の取り組み】

- 日常からの対口支援（自治体間連携） <基礎自治体、県、国>
- 防災・減災を担う人材育成（女性、学生、域内事業者…） <基礎自治体、市民>
- 官民の連携 <行政、事業者、NPO>
- 民間の新たな人材発掘→新たなコミュニティ政策
- 記録・エスノグラフィーの蓄積保存 <被災自治体、被災者、NPO>

以 上

自治体学会震災特別委員会

- 委員長 原昭夫（自治体まちづくり研究所所長）
- 委員 進士五十八（代表運営委員、東京農業大学名誉教授）
- 委員 千葉富三（名誉会員、リンデンバウム遠野顧問）
- 委員 明石照久（熊本県立大学教授）
- 委員 相川康子（運営委員、NPO 政策研究所専務理事）

連絡先：自治体学会事務局

〒104-0043 東京都中央区湊2-16-25-202

TEL&FAX： 03-6427-6685